

# 新しい介護保険制度が始まります

平成12年4月から始まった介護保険制度に、今回、新たに介護を「予防」するサービスが開始されました。また、地域の高齢者の総合的な相談窓口として「地域包括支援センター」を設置しました。

平成18年4月から介護保険制度が改正されました。今回の改正では、これまでの介護予防を見直し、要介護状態の重度化の防止、要支援・要介護状態になることを防止していきます。

サービスには、要支援1・2の人が利用する**介護予防サービス（新予防給付）**と要介護1～5の人が利用する**介護サービス（介護給付）**があります。介護サービスはケアマネジャーがケアプランを作成し、介護予防サービスは**地域包括支援センター**の保健師などが介護予防ケアプランを作成します。利用できるサービスは次のとおりです。

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される金額をもとに、皆さんの所得に応じて設定されます。平成18年4月から、所得が低い方の負担能力により、きめ細かく対応できるよう、保険料段階が見直されます。

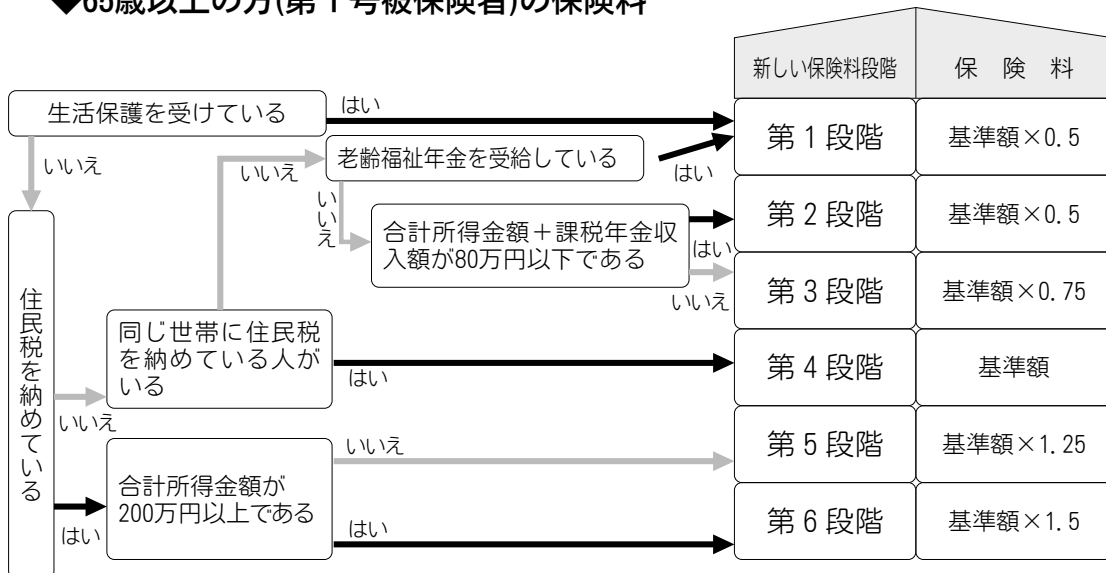
サービスの詳しい内容は、今後「広報ひの」でお知らせしていきます。

※「地域包括支援センター」の内容は4ページをご覧ください。

## ◆介護予防サービス（新予防給付）・介護サービス（介護給付）

サービスの内容	【介護予防サービス】 対象：要支援1・2の人	【介護サービス】 対象：要介護1～5の人
自宅を訪問し、身体介護・入浴の介助などを行います。	・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問入浴介護など	・訪問介護 ・訪問入浴介護など
施設に日帰りで通い、食事・入浴・リハビリテーションなどのサービスを受けます。	・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーションなど	・通所介護 ・通所リハビリテーションなど
在宅生活に必要な福祉用具を借りたり、福祉用具購入費・住宅改修費の支給を受けます。	・介護予防福祉用具貸与 ・介護予防福祉用具購入費支給 ・介護予防住宅改修費支給など	・福祉用具貸与 ・福祉用具購入費支給 ・住宅改修費支給など
高齢者が住みなれた地域で生活を継続していくためのサービスを受けます。（地域密着型サービス）	・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型通所介護など	・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型通所介護 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など
心身の状態に応じた施設へ入所し、介護やリハビリテーションなどを受けます。	利用できません	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設など

## ◆65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料



※基準額は4月以降に決まります。



4月1日から介護保険被保険者証が新しくなりました。該当する方には送付しています。

# みんなで介護予防に取り組みましょう！



「介護予防」とは、できる限り介護を必要としないようにする、たとえ介護が必要な状態になってもそれ以上悪くならないようにする取り組みを言います。

一人ひとりが気を付けることは大切ですが、意識を高めたり継続していくためには、地域の人々で取り組むことが必要です。

65歳以上で介護保険の対象にならない人に対して、次のような内容で介護予防事業を行います。

みんなで元気なうちから自分たちの健康づくりや体力づくりを心がけ、積極的に介護予防を実践しましょう。

## 年1回は、生活機能の低下がないか確認を！

65歳以上の人を対象に、町が実施する基本健康診査に生活機能を調べる項目を追加します。そのほか、レントゲン検診やインフルエンザ予防接種の時にも、生活機能低下に関する問診を行います。

運動機能の低下、閉じこもり、口腔機能の低下、低栄養、認知症、うつなど、気づきにくい老化のサインを早期発見し、積極的に対処することで介護が必要な状態になることを予防しましょう。

生活機能の低下があると分かった人

### 積極的に介護予防に取り組みましょう！

健康診査の結果や相談で、生活機能低下が見られる人、要介護認定で該当しなかった人の中で介護予防の積極的な取り組みが必要と判断された人には、本人や家族と相談しながら、次の介護予防事業をおすすめします。

#### 口の機能の改善

歯科衛生士が訪問し、口腔ケア指導や、食べる・飲み込む機能の向上訓練などを行います。

#### 栄養の改善

栄養士が訪問し、生活の場で栄養指導や調理のアドバイスをを行います。

#### 認知症の予防教室

もの忘れが気になりはじめた人に、脳機能を活性化するプログラムや人との交流を通じて、日常生活での活動性を高めます。週1回の教室です。

#### 足腰の力を改善する運動教室

転倒予防に効果のある体操により足腰の力を改善し、人との交流を通じて日常生活での活動性を高めます。週2回、3ヶ月間程度の教室です。

生活機能の低下は、今のところ心配ない人

### 毎日の生活の中で介護予防をしましょう！

健康診査の結果や相談で、特に生活機能低下の心配がなかった人は、次の教室に参加するなどして、今後も生活機能が低下しないようにしましょう。

#### おたっしゃ教室（転倒骨折予防教室）

「足腰が弱ってきた」「運動するとよいが一人では…」という人が、転倒予防に効果のある体操を、地域の人と一緒に実践できる場を作っていきます。モデル地域からスタートし、順次取り組みを広めていきます。

#### 食生活改善事業

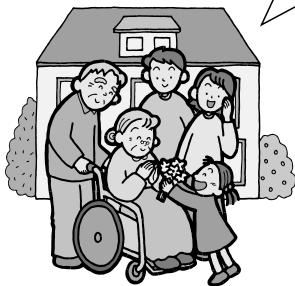
各地域の健康推進員さんにより、調理実習をしたり介護予防食を紹介する事業です。

#### 運動指導サポーター養成講座

自らの健康づくりを兼ねて、おたっしゃ教室などの開催を支援できる人を養成し、みんなで介護予防に取り組めるようにします。



平成18年4月から、高齢者の相談は



# ちいきほうかつしえん 地域包括支援センターへ

高齢者の総合的な相談窓口として、新たに設置しました。今まで、介護支援課、住民課、福祉課、在宅介護支援センターなど、いくつかで受けていた相談窓口を一本化します。介護保険の利用や介護予防の相談をはじめ、各種生活相談を受け付け、必要な支援につなげます。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種が業務を協力して担当します。場所は日野町保健センター内です。なお、介護老人保健施設リスタあすなる内にあった介護支援課は、役場庁舎へ事務室が移転しました。

## 地域包括支援センターの役割

### 介護予防の 相談・支援

介護予防事業や新予防給付の介護予防ケアプラン作成を行い、効果的で効率的な予防サービスが提供されるようにします。

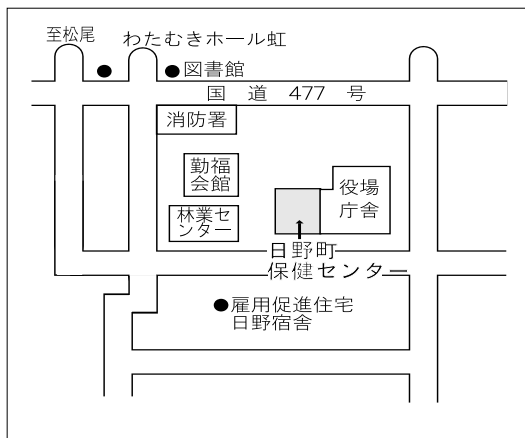


### 包括的・継続的 ケアマネジメント支援

高齢者に対し、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう地域住民やサービス提供事業者、医師、社会福祉協議会、民生委員、福祉担当者などの連携強化を図ります。

### 総合相談支援・権利擁護

高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなげます。虐待の防止など高齢者の権利擁護を進めます。



◀ 地域包括支援センター位置図  
(日野町保健センター内)



介護のことなど、何でもお気軽におたずねください。

◆ 地域包括支援センター（保健センター内）

☎ 526001 有線 51148